

## 市川市事後審査型一般競争入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事に関連する業務委託及び長期継続契約（市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条各号に定めるものをいう。以下同じ）の一般競争入札において、事後審査型入札を実施するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「事後審査型入札」とは、電子入札システム（市川市建設工事等電子入札実施要領第2条に定めるもの又は市川市業務委託等電子入札実施要領第2条に定めるものをいう。以下同じ。）により執行するもので、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行い、落札者を決定する入札をいう。

### (対象)

第3条 事後審査型入札の対象となる案件は、原則として次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- 1 1件当たりの設計金額が50万円を超える建設工事に関連する業務委託（地方自治法施行令第167条の10の2第1項又は第2項の規定を適用すべきものと認める入札を除く。）
- 2 市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号に該当する業務委託

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型入札に参加する者に必要な資格は、市川市建設工事等資格要件等設定要領の例による。ただし、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号のうち、市長が必要と認めるものの入札の場合は、市川市業務委託等電子入札実施要領第6条の例による。

(入札参加資格要件の決定)

第5条 事後審査型入札に参加する者に必要な資格要件の決定は、市川市建設工事等資格要件等設定要領の例による。ただし、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号のうち、市長が必要と認める入札の場合は、市川市業務委託等電子入札実施要領第7条の例による。

(公告等)

第6条 事後審査型入札の公告及び公表は、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）で実施する。この場合において、入札情報サービスの実施に際して必要な事項は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における公告及び公表の例による。

(入札参加申請)

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者については、入札参加申請書類の提出及び入札保証金の納入は要しないものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第8条 事後審査型入札の対象となる案件に係る積算に必要な設計書、図面、仕様書等（以下この条において「設計図書等」という。）の公表は、入札情報サービスで行うものとする。

2 事後審査型入札に参加しようとする者は、必ず設計図書等を入札情報サービスで閲覧したうえで、入札に参加するものとする。

(見積期間及び入札の期間)

第9条 事後審査型入札に係る入札価格作成のための見積期間は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札価格作成のための見積期間の例による。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、見積期間は、5日以内に限り短縮することができる。

2 事後審査型入札の入札期間は、2日以上の間を設けるものとし、開札は、当該期間の最終日の翌日以降とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

(予定価格の設定)

第10条 予定価格の設定者については、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における予定価格の設定者の例による。

(低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用)

第11条 事後審査型入札について、市川市低入札価格調査制度に関する要綱(以下「低入札価格調査制度要綱」という。)に定めるものについては低入札価格調査制度を、市川市最低制限価格制度に関する要綱(以下「最低制限価格制度要綱」という。)に定めるものについては最低制限価格制度を適用するものとする。

(入札等)

第12条 事後審査型入札に参加する者は、入札書を電子入札システムにより作成し、入札情報サービスにより公告に示した時刻までに、内訳書とともに市長に提出しなければならない。

2 事後審査型入札に参加する者は、前項の入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の執行)

第13条 市長は、開札後、次条に規定する落札候補者を決定するとともに、落札保留（入札を終了した日の後日に落札者を決定する旨をいう。）を宣言し、入札を終了するものとする。

（落札候補者の決定）

第14条 事後審査型入札の開札の結果、地方自治法第234条に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）を落札候補者として決定し、電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札保留の通知をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低価格申込者（低入札価格調査制度要綱第3条第1項の規定により失格判定基準価格を定める場合は、同条第3項に規定する失格に該当する者を除く。）を落札候補者として決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、第11条の規定により最低制限価格制度を適用する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格制度要綱第3条に定める最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格申込者を落札候補者として決定する。

4 最低価格申込者が、2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札候補者を決定するものとする。

（入札参加資格確認審査書類等の提出）

第15条 市長は、開札後、落札候補者に対し、落札候補者となった旨を速やかに連絡し、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式第1号）及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が、当該入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者から確認書類等の提出を求め、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。この場合

において、確認書類等は返却しないものとする。

- 2 落札候補者は、市長から確認書類等の提出を求められた日から起算して2日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日（以下「閉庁日」という。）を除く。）以内に確認書類等を市長が指定する場所に提出するものとする。

（確認書類等の提出に代わる届出の提出）

第15条の2 市長は、第11条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合において、落札候補者が調査基準価格に満たない価格をもって申込みをしているときは、前条第1項による連絡と同時にこれを告知する。この場合、当該告知を受けた落札候補者（以下「低入札価格調査対象予定の落札候補者」という。）は、確認書類等の提出に代えて、確認書類等の提出に代わる届出（以下「確認書類等に代わる届出」という。様式第2号）を提出することができるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、低入札価格調査対象予定の落札候補者が確認書類等に代わる届出を提出する場合に準用する。

（入札参加資格要件の審査）

第16条 市長は、第15条第2項により落札候補者が提出した確認書類等を審査し、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判断した場合は、その旨を事後審査型一般競争入札参加不適合通知書（様式第3号）により当該落札候補者に通知するものとする。

- 2 入札参加資格要件の審査は、開札日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に行うものとする。

（落札者の決定）

第17条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると判断した

とき（第11条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合において、当該落札候補者が調査基準価格に満たない価格をもって申込みをし、入札を保留する場合を除く。）は、当該落札候補者を落札者に決定し、当該落札候補者に対し契約締結に必要な書類の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定による落札者を決定したときは、それ以降は、入札参加者の確認書類等の審査は行わないものとする。

（入札の取りやめ等）

第18条 市長は、事後審査型入札に参加する者が連合し、不穩の行動をなし、その他入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行の延期、入札の執行の取りやめ、その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、電子入札システムの障害等により、事後審査型入札の執行ができないことが判明し、又は電子入札システムによる本市の利用者登録を完了した者が電子入札システムの利用ができないと認めたときは、入札の執行の延期又は別に定める運用基準に基づき紙入札への移行を行うものとする。

（無効とする入札）

第19条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 連合であると認められる入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した入札
- (4) 内訳書の提出のない入札
- (5) 落札候補者が確認書類等を提出しない場合における、当該落札候補者のした入札
- (6) 低入札価格調査対象予定の落札候補者が確認書類等に代わる届出を提出した場合における、当該落札候補者のした入札
- (7) 必要事項を欠く入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第20条 市長は、事後審査型入札を開札した場合において、各人の事後審査型入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、入札を執行した日の翌日以降に電子入札システムによる再度入札を行うことができる。

2 再度入札を執行する回数は1回とする。

3 再度入札の期間は、1日以上の間を設け、開札は入札の期間の最終日以降とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

4 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、前条各号のいずれにも該当しない者とする。

(入札の不調)

第21条 事後審査型入札（前条に規定する再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

2 市長は、前項の規定により入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができる。

(入札立会人)

第22条 事後審査型入札の開札における入札立会人は、市川市建設工事等電子入札実施要領における入札立会人の例による。

(低入札調査基準価格等の非公表)

第23条 事後審査型入札における低入札調査基準価格、最低制限価格及び失格判定基準価格等の非公表は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における低入札調査基準価格等の非公表の例による。

(入札結果の公表)

第24条 事後審査型入札の執行の結果の公表は、入札情報サービスにより行

う。この場合において、公表に関して必要な事項は市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札結果の公表の例による。ただし、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号のうち、市長が必要と認める入札の場合は、市川市業務委託契約、賃貸借契約、施設修繕契約等の入札結果の公表に関する事務運用要領の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。



## 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書

年 月 日

市 川 市 長

件 名 \_\_\_\_\_

上記案件の事後審査型一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、次の事項について誓約します。

1. 談合等の疑いが生じたときは、落札候補者の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを誓約します。
2. 落札、契約締結の運びとなったときは、市川市の設計図書等を閲覧のうえ十分検討してあるので、その設計図書等並びに市川市の指示に従い施工（施行）に当たることを誓約します。
3. 市川市の要請により、下請、労働及び資材購入については、可能な限り市川市内の業者に発注することを誓約します。
4. 上記の申請にあたり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たしていることを誓約します。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

本案件の担当者

氏名

電話番号

様

市川市長

(公 印 省 略)

## 事後審査型一般競争入札参加不適合通知書

先に申請のありました、下記入札案件に係る入札参加資格審査について、下記の理由により、入札参加不適合となりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 入札事項

(1) 件 名

(2) 工 事 ( 施 行 ) 場 所 市川市

#### 2 入札参加不適合とした理由

\* なお、入札参加不適合となった理由については、年 月 日までにその旨を連絡された場合に限り、財政部契約課において説明を求めることができます。